慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フリードリヒ・クリストフ・ダールマンの政治思想 : 三月前期(フオアメルツ)の自由主義
Sub Title	Die politische Idee von Friedrich Christoph Dahlmann : Der Liberalismus im Vormarz
Author	東畑, 隆介(Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1976
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.3 (1976. 4) ,p.1(169)- 26(194)
JaLC DOI	
Abstract	Die Hauptrichtungen des deutschen Liberalismus im Vormarz konnen in folgende drei Typen klassifiziert werden. (1) Die Gemassigten, die von F.C. Dahlmann und den rheinischen Industriellen, David Hansemann und Ludolf Camphausen, vertreten werden. (2) Die Dualisten, die von den Liberalen in Suddeutschland, Karl von Rotteck und Karl Theodor Welcker, vertreten werden. (3) Die Radikalen, die von den Junghegelianern wie Arnold Ruge und den Demokraten in Baden wie Friedrich Hecker und Gustav von Struve vertreten werden. In diesem Aufsatz sucht der Verfasser, die politische Idee F. C. Dahlmanns als einen typischen Gedanken der Gemassigten zu betrachten, um die Eigentumlichkeiten des deutschen Liberalismus im Vormarz klarzumachen. Als Anhanger der Historischen Schule und der ihr nahestehenden Romantik lehnte Dahlmann die Lehre vom Staatsvertrag ab und verwarf jede Darstellung des Staates, welche die historische Grundlage nicht berucksichtigte. Aber er wich in einigen wichtigen Punkten von der Historischen Schule ab : Wahrend diese sich darauf beschrankte, den Staat als Produkt der Geschichte nur zu beobachten und zu verstehen suchte, ohne zu seinen verschiedenen Erscheinungsformen wertend Stellung zu nehmen, erarbeitete Dahlmann einen absoluten Massstab, der zur Unterscheidung eines guten Staates von einem schlechten dienen sollte. Durch einen solchen Massstab griff er, als Vertreter des Mittelstandes, d.h. des dritten Standes, den Absolutismus heftig an und erwartete die kontinuierliche Entwicklung aus einem absolutistischen Staat zu einem konstitutionell-monarchischen nach dem Muster Englands. Aber er konnte der Forderung der Zeit nicht entgegenkommen, weil er die wichtige gesellschaftliche Erscheinung des 19. Jahrhunderts, namlich das Aufkommen des Proletariats nicht erkannte und dieses als "Pobel" vom Wahlrecht auszuschliessen suchte. Deshalb scheiterte sein Konstitutionalismus an der Revolution von 1848. Aber seine politische Idee ist insofern hochzuschatzen, als sie im Unterschied zur politischen Ideen seiner Nachfolger, der Historiker der Preussischen Schule, die Freiheit der Einheit vorzog und an einer primar verfassungs-politischen Betrachlungsweise festhielt.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19760400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フリードリヒ・クリストフ・ダールマンの政治思想

――三月前期（フォアメルツ）の自由主義――

東畑隆介

序　論

一八四〇年代、一般に三月前期といわれている時期の自由主義は次の三つのグループに大別される。[1] 第一のグループは、北ドイツのハノーヴァーを拠点とするダールマンやハンゼマンを中心とするラインのブルジョアジーによって代表される穏健自由主義者と呼ばれるグループであり、第二のグループは、バーデンのロテックに代表される二元主義者と呼ばれる南ドイツの自由主義者のグループであり、第三のグループは、ヘーゲル左派のアーノルド・ルーゲによって代表される急進主義者と呼ばれるグループである。

これらのグループのうち、穏健自由主義者と呼ばれる第一のグループは、後年のフランクフルト国民議会の主流となることからも明らかなように、三月前期の自由主義の特質を最も良く代表しているように思われる。このグループには、既存の制度の漸進的な改革を通してその理想を実現していこうとする共通の傾向[2]がみられるが、とくにこのグループの指導者ダールマンには、南ドイツに比べて身分制的な伝統が遙かに強く維持されていた北ドイツを拠点[3]とした関係上、こうした傾向が強くみられる。既存の諸制度とくに国家を重視した点でも、また一八四三年にボン大学に就職して以来、ラインラントのブルジョアジーに大きな影響を及ぼした点でも、ダールマンの政治思想は、三月前期の自由主義、ドイツ自由

主義の特質を最も良く代表しているように思われる。本稿では、主として彼の主著である『政治学』[4]を中心に彼の政治思想を考察することによって、三月前期の自由主義の特質を解明することを意図している。

註

(1) 以下の分類は、Leonard Krieger, The German Idea of Freedom, Boston 1957, p. 303. による。
なお Hajo Holborn, A History of Modern Germany 1840-1945, New York 1969, pp. 35-8. 矢田俊隆『近代中欧の自由と民族』吉川弘文館、一九六六、八三頁参照。

(2) Krieger, op. cit., p. 304.

(3) 当時、北ドイツにおいては、身分制的な組織の痕跡は抽象的な理念を伴う近代国家よりも深く国民意識のなかに付着していた。Hermann Christern, Friedrich Christoph Dahlmanns politische Entwicklung bis 1848, in: Zeitschrift der Gesellschaft für Schleswig-Holsteinische Geschichte, Bd. 50, 1921, S. 231.

(4) Friedrich Christoph Dahlmann, Die Politik, auf den Grund und das Maß der gegebenen Zustände zurückgeführt, Bd. I, 1835, 3. Aufl., Leipzig 1847. 第二版で三四頁の増補が行われた。筆者の使用したのは第三版である。なおこの書物は、一九六八年に Manfred Riedel の序文を付して刊行された(Friedrich Christoph Dahlmann, Die Politik, Frankfurt am Main 1968.)。本稿執筆中、筆者は一九六八年版を入手したが、利用出来なかった。他に史料として、F. C. Dahlmann's Kleine Schriften und Reden, Hrsg. v. C. Varrentrapp, Stuttgart 1866. 及び Anton Springer, Friedrich Christoph Dahlmann, 2 Bde, Leipzig 1870-72. に収められた手紙を使用した。

一　三月前期（フォアメルツ）の自由主義

三月前期の自由主義は、「様々な自由主義の配合が極めて多彩な知的傾向をとりまいていた」[1]といわれているように、極めて多種多様であり、自由主義的グループのそれぞれがいわば異質の源泉からの派生物であったために、それら相互間の対立は激しかった。[2]また論議の的となる問題の性質に応じて、グループの構成も絶えず変動した。このように、三月

前期の自由主義政治思想は極めて混乱しているが、それにもかかわらず、それらに共通するものとして、次の三つの特徴を挙げることが出来る。

第一に、三月前期の自由主義は、政治的というより寧ろ政治外の領域における闘争の派生物ともいうべき性格をもっていた。例えば、青年ドイツ派を代表するハイネがその理想とする社会を描いて、「我々は国民の人権のためにでなく、人間の神権のために戦っている。我々はサン・キュロットや慎ましい市民や安あがりの長官たろうと望んでいるのではなく、平等に素晴らしく、神聖で人々に至福をもたらす神々の民主主義を樹立するのだ」[3]と述べたとき、彼及び彼の代表する青年ドイツ派は、彼等の急進的な政治思想が直接的な政治上の目的を超えた普遍的な目的に奉仕するのだと考えていた。

第二に、当時の自由主義的著述家すべてに共通する特性として、理想と現実、理論と実践との統一への努力が挙げられる。例えば、アーノルド・ルーゲが当時大きな反響を呼んだ論文「ドイツ自由主義の自己批判」において、ドイツ自由主義の抽象的な性格を非難し、自由の実体を「哲学の内在及び普及」と定義したとき、彼は理想と現実との統一を求めて苦闘するドイツ自由主義の特性を最も典型的に表現していたのである。[4]

第三に、三月前期の自由主義の特性として、それが特殊な政治的要求に関しては一致していたが、理論的な問題に関しては対立的な傾向をもっていたことが挙げられる。出版の自由、官僚制の制限、司法と行政との分離、陪審及び公的な手続きによる裁判、地方自治、何らかの形態の民衆の代表、荘園の拘束の遺物からの土地の解放、整然とした地方自治制度へ貴族を統合すること――これらの具体的な改革への要求は、あらゆる傾向の自由主義に共通するものであった。このように、理論的には対立する自由主義の諸グループが、具体的な改革への要求の点で一致した理由としては、それらグループの活動を妨げていた政治的諸条件が均一的なものであったという事情が考えられるが、より根本的な理由としては、当時の自由主義政治思想が十分体系化されていず、輪郭のはつきりしないものであったために、極めて様々な種類の諸理念

がそのなかに織り込まれていることになった[5]という事情が挙げられよう。三月前期のドイツにおいては、西欧諸国にみられた「自由主義者」と「民主主義者」の対立は未だ存在せず、自由主義内部に対立がみられた場合、それは政治的というより寧ろ倫理的な傾向が強かった[6]。

三月前期の自由主義の基礎構造は以上のようなものであったが、自由主義の理念もまた次の三つの立場に分類することが出来る[7]。

第一のグループは、北ドイツを拠点としたダールマンやハンゼマン、カムプハウゼンなどラインのブルジョアジーによって代表される穏健自由主義者と呼ばれるグループである。このグループは、政治は倫理的理想の実現に奉仕すべきであると考える点で、後述する二元主義者と一致していたが、二元主義の代表的思想家であるロテックが抽象的・合理的な諸原理の基礎の上に国家を建設しようとしたのに対して、所与の歴史的な諸制度を重視して、歴史的な政治制度を一層発展させることによって、理想を達成しようとした点に特徴があった[8]。

第二のグループは、ロテックによって代表される西南ドイツの二元主義者と呼ばれるグループである。ロテックの政治理論は、ルイ・フィリップのジュスト・ミリュー（juste milieu）のドイツ版であるといわれるように、民主政を国家の理想的原形態と考える一方、ドイツの歴史的現状においては、君主政が最も優れた国家形態であると考えていた。従って、ロテックは国民を代表する議会の必要や、君主政の侵害に対して個人の権利を守ることを主張したが、議会は政府にとって代るものではなかった[9]。このようなロテックの二元主義は、私的な領域を守ることを望んだが、自らの手で国家を改革する力をもたないドイツの上層中間階級の感情を代表していた[10]。

第三のグループは、青年ドイツ派及び青年ヘーゲル派の知識人から成る急進主義者と呼ばれるグループである。このグループは政治への強い倫理的接近という点で他の自由主義グループと、自然法の基礎の上に自由の理想を建設しようと試

みた点で二元主義者と共通していたが、理想は政治活動を通して完全に実現出来るという信念の強さの点では、他の自由主義グループを遙かに凌いでいた。[11]

三月前期の自由主義はこのように三グループに大別されていたが、これらグループ間の相違は絶対的なものではなかった。寧ろ、様々な進歩的グループの間に、明確な区別が存在しないことがこの時期の自由主義の特徴をなしていたのである。[12] 従って、急進主義者といっても、それは急進的自由主義者を意味したのであって、民主主義者を意味するものではなかった。またどのグループも明確な政治活動のプログラムを持っていなかったのである。

註

(1) Krieger, op. cit., p. 297.

(2) クリーガーは、自由主義的グループの源泉として、カント、ヘーゲルの哲学、ドイツ古典主義の文学的伝統、啓蒙主義の倫理的・神学的根本原理、フランス人の自然権の強調、イギリスの有機的・均衡的な憲法理論、シュタインの近代化された団体国家観などを挙げ、それらの異質的な諸源泉が誤解と不信さえかもし出したと述べている。Ibid., p. 297.

(3) Friedrich C. Sell, Die Tragödie des deutschen Liberalismus, Stuttgart 1953, S. 106. より引用。

(4) Krieger, op. cit., p. 299.

(5) シュターデルマンは、絶対主義と封建的社会組織の克服を目指したドイツの反対派の特色として、そこでは、政治的に進んでいた他国においては、党派的及び世界観的に分化していたものが未分離の状態で統一されていたことを指摘し、そこでは民主主義的傾向と自由主義的傾向、共和主義的目的と等族的目的、浪漫主義的観念と啓蒙主義的観念、自由貿易的論議とツンフト的論議とが入り乱れていたと述べている。Rudolf Stadelmann, Soziale und politische Geschichte der Revolution von 1848, München 1948, S. 31.

(6) Krieger, op. cit., p. 301.

(7) 序論註（1）参照。

(8) Holborn, op. cit., p. 37.

(9) ロテックの政治思想については、栗城寿夫『ドイツ初期立憲主義の研究』有斐閣、一九六五、二五七—八頁参照。

(10) Holborn, op. cit., p. 36.

(11) Krieger, op. cit., p. 322.

(12) Holborn, op. cit., p. 39.

二　ダールマンの国家観

ダールマンは国家を株式会社、人間の必要悪、人間の契約の所産とみる社会契約理論の批判から出発する。彼は社会契約理論の合理主義とその非歴史的傾向を批判して、「人類は空間的にも時間的にも不断の発展闘争に従事し、歴史の中でしか生存出来ない」[1]という理由から、「歴史的基礎を捨てた国家の叙述には、あらゆる真剣な教訓が欠けている」[2]と国家を歴史的、現実的に把える新しい国家論が必要であることを強張する。

このような国家の歴史的性格を強調する一方、「国家は本源的な秩序であり、必要不可欠の状態であり、人類の財産であり、種族を完成に導く財産の一つである。」[3]「国家秩序ほど神の秩序に近いものは、この世にない。」[4]「ドイツ人には、自由よりも遙かに多く、権力が必要である」[5]と述べて、人間は国家的存在であるとするアリストテレスの命題を肯定している。従って、ダールマンによれば、国家を離れた人間の自由はあり得ない。しかし、彼は国家を最高の存在と考えた訳ではない。彼によれば、国家は「それ自身からその権力を得るのでなく、それ自身のうちに究極の目的をもたない。それは、寧ろすべての個々の国家に……まさっているより上位の秩序に奉仕する」[6]ものであり、国家にその究極の目的と権力とを与えるより高次の道徳的な秩序が存在することは彼の確信するところであった。従って、彼にとって国家の目的は国家自体の維持とか発展とかにあるのではなく、「人類の偉大な共同事業への予備工事を提供する」[7]と彼が述べているように、人間性（ヒューマニテート）の思想に奉仕することにあった。そして国家が奉仕する人類[8]の目標は、歴史における不断の発展によって達成されるのである。

このように、ダールマンが、国家は人間性（ヒューマニテート）の思想に奉仕するというとき、彼はヴィルヘルム・フォン・フンボルトに代表されるドイツイデアリスムスの精神を呼吸しているのである。周知のように、フンボルトは、「人間の真の目的は……

一箇の全体へと彼の諸力を最も高く且つ最も均衡のとれたように形成することである。この形成のためには、自由が第一の且つ必要欠くべからざる条件である」[9]という精神から、国家の活動を市民の安全を守り、外敵の防禦に当るという消極的な役割に制限した。その後、政治家としての経験をつむにつれて、フンボルトは国家権力の本質についての理解を深め、国家を肯定する立場に接近したが、それにもかかわらず、青年時代の国家に対する不信感は、その後も変ることなく存続し、[10]国家は必要悪と考えられた。これに反して、ダールマンにおいては、国家は人間をより高度の生存形態へと導くことが出来る必要善として考えられている。フンボルトからダールマンへのこのような国家観の変遷は、その当時の市民階級の成長を反映している。曽ては、絶対主義の福祉政策や後見政策の従順な対象であった市民階級は、もはやそのような状態に満足せず、改革を下から要求するほど成長したのである。[11]

イデアリスムスの影響と並んで、ダールマンの国家観に影響を及ぼしたものとして、ロマン主義とその流れを引く歴史学派の影響が挙げられる。社会契約説の非歴史的性格を批判して、国家を歴史の所産として把える点では、ダールマンの国家論はロマン主義や歴史学派のそれと共通点をもち、彼の『政治学』における国家の定義は、殆んど遂語的にアダム・ミュラーの『国家学要論』からとってこられたといわれている。[12]しかし、ダールマンが、既存の制度を弁護するアダム・ミュラーなどのロマン主義的保守思想家を「彼等は、歴史をそれが彼等にとって不都合になる場合に完結さすことによって、浅薄な政治的自由思想家たちから幸運にもとり上げた土地を直ぐ再び失ってしまった」[13]と非難して、「私ほど歴史的であるが故に、この制度はよいという原則を定めたものの見解から遠いものはいない。」[14]「存在する如何なるものも完全ではないのだから、叙述し得る最高のものは進歩である」[15]と述べるとき、我々は彼の政治思想のうちに、ロマン主義や歴史学派のそれに欠けている強い実践的性格を読みとることが出来る。この点に注目して、フォン・ベローは、「ダールマンは、……身をもって、歴史法学派の原理を信奉することが政治的自発性、政治的活発さと両立することを立証し、この歴史法

学派の原理がその代表者を静寂主義に陥らせるという非常にしばしば述べられた非難をその行為によって反駁している」[16]と述べて、歴史学派の原理が政治的活発さと両立し得ることを主張している。しかし、ダールマンの思想にみられる政治的活発さは、歴史学派の思想と異質のものであり、[17]両者の間には、次のような深刻な歴史観の相違が存在するのである。

ザヴィニーを代表者とする歴史学派は、歴史における個体的なものを尊重する立場から、歴史の所産としての国家を専ら観察・理解することに彼等の課題を限定して、現存の国家に対して価値判断を下さないという非政治的な性格をもっていた。これに反して、ダールマンは国家の歴史的性格を認める点で、歴史学派の影響を受けていたが、それと同時に諸国家を彼の云う「良い国家」と「悪い国家」とに区別する絶対的な価値の尺度[18]を作り出し、その尺度を歴史的に生成した国家制度にあてるという強い政治的・実践的性格をもっていた。従って、彼の場合、それ自体のための歴史の研究が問題なのではなく、「歴史叙述は知識からでなく、信念及び人生に対する感覚と知識との結びつきから芽生える」[19]と彼がいうように、歴史から現在のための教訓を引き出すことが問題なのである。このような道徳的、政治的根拠をもつ歴史の教訓的な理解は、一本の赤い糸のように、彼の生涯と著作を貫いている。そしてこのような歴史の教訓的理解こそ、多くの共通点をもつにもかかわらず、彼の歴史学をランケのそれから区別するものである。[20]

上記のような国家観を展開した後に、ダールマンは進んで、彼のいわゆる「良い国家」という尺度に照らして、当時の絶対王政を批判して、それに代る立憲君主政の主張を展開するのである。

註

（1）（2）Die Politik, S.7.

（3）A.a.O. S.3.

（4）A.a.O.S. 6.

（5）Brigitte Theune, Volk und Nation bei Jahn, Rotteck, Welcker und Dahlmann, in: Historische Studien 1937, Nachdruck 1965, S.93. より引用。

（6）（7）Die Politik, S.5.

（8）ダールマンが「人類」という言葉を使用するとき、彼をそれを全人類という意味でなく、ヨーロッパ人（die europäi-

sche Menschheit)という限定された意味で使用している。彼は、すべての人間に平等の自由への要求権を認めた訳でなく、彼の視野はヨーロッパに限られていた。A. a. O. S. 83f. Christern, a. a. O. S. 293.

(9) Wilhelm von Humboldt, Ideen zu einem Versuch, die Gränzen der Wirksamkeit des Staats zu bestimmen, Breslau 1851, S. 9.

(10) Christern, a. a. O. S. 273.

(11) 千代田寛「ダールマン『政治論』の史的分析をめぐつて」西洋史学四五号、三二頁。Christern, a. a. O. S. 285.

(12) A. a. O. S. 290.

(13) Die Politik, S. 233.

(14) Kl. Schr. u. R., S. 314.

(15) Die Politik, S. 9.

(16) Georg von Below, Die deutsche Geschichtschreibung von den Befreiungskriegen bis zu unsern Tagen, München und Berlin 1924, S. 46.

(17) クリスターンはベローの主張を反駁して、「ダールマンにおける政治的活潑さこそ、……歴史学派の見解と全く異質の要素であった。ダールマンは、完全な意味での歴史学派の原則の信奉者ではなく、従って、この学派の政治的能力に関しても何の証拠となることは出来ない」と述べている。Christern, a. a. O. S. 285.

(18) ダールマンは、「良い国家」と「悪い国家」を次のように区別している。「悪い国家はその目的のために専らその権力を行使し、法律の力をもって家族を鵜呑みにし、上級所有権を手放さず、研究にその検印を押し、あらゆる規則にあらゆる例外を押しつける。これに反して、良い国家は私法を妨げるどころか、それを公法の保護下におき、財産や身柄に、公法が要求する制限のみを課す。」Die Politik, S. 7.

(19) Springer, a. a. O., Bd. I, S. 72. より引用。

(20) ランケは、一八三六年のベルリン大学教授就任記念講演『歴史と政治の類似と差違とについて』において、「過去の知識は、現在を知ることなしには不完全であり、現在の理解は過去の時代の知識なしには存在しない。一者は他者に握手を求める。一者は他者なしには存在し得ぬか或いは完全たり得ない」と、歴史と政治の密接な関係を強調する一方、「歴史の課題は、過去の事件のつながりから国家の本質を明らかにして、それを理解させることにあり、政治の課題は、生じた理解と得られた認識に則ってそれを一層発展させ、完成させることである」と歴史家の職分と政治家の職分とを峻別して、経験的・歴史的な国家生活の純粋観照に専念した。これに反して、ダールマンは、両職分を自らのうちに統一し得ると考えて、歴史と人生から得た彼の国家の理想を政治的闘争において実現しようとした。Christern, a. a. O. S. 332.; Karl Dietrich Bracher, Über das Verhältnis von Politik und Geschichte.

Gedenkrede auf Friedrich Christoph Dahlmann gehalten am 5. Dezember 1960 zu seinem 100. Todestag, Bonn 1961, S.20.

三　絶対主義批判

「彼の政治活動と公的行動の全期間、言論においても、行動においても、ダールマンは絶対主義体制の辛辣な反対者として現れた。……『政治学』や英・仏革命史などのダールマンの政治的著作は、何はさておいて、絶対主義に対する戦いの著作と解すべきである」[1]といわれるように、ダールマンの生涯は絶対主義に対する戦いのそれであった。例えば、一八一五年に刊行された論文「憲法に関する一提言」（Ein Wort über Verfassung）では、専制君主政においては、君主が国家における真の支配者ではなく、真の支配は多数の小専制者である官僚階級の手中にあるなどの理由から[2]、「最も放縦な国民の自由といえども、近年の個人の専制政治ほど大きな不幸をヨーロッパにもたらさなかった」[3]と絶対主義を非難し、「全ヨーロッパ諸国の財政は例外なしに乱れている。極めて切迫した窮状が、国家の組織が簡易化され、その自然的な基礎に連れもどされることを要求している」[4]と、絶対主義から他の政体への移行の必然性が結論されている。時代が進むにつれて、ダールマンの絶対主義についての歴史的理解は深められて、「専制的な諸侯の支配は諸身分の鋭い対立を完全にとり除いた。宗教改革が国民や政府に対する聖職者たちの立場を変えたとき、……戦士貴族はその基盤を奪われた。普通教育への衝動は、嵐のようにといってよいほど増大した。それはまたカスト的差別とは無縁のものである。……市民は貴族の所領を購入し、……より高度の職業に従事し、僧侶になり、諸侯の評議会に参加する。農民の場合も、事情は同様である。……農民は、その土地の種類や位置に応じて、商人や工場主や般乗りを兼ねる。都市が農村に向って拡大した」[5]と、絶対主義の果たした歴史的な功績が認められている。しかし、専政君主に権力を集中する専制君主政は、官僚への

権力の委託を余儀なくされる結果、官僚という多数の小専制君主の支配を産み出すことによって、君主政の長所である統治の統一と確実さを喪失した[6]ことが指摘され、「専制君主政はその忘れ難い時期を有したが、今や民衆の信頼を失った。[7]」「専制君主は、自らの死以上の何物も意のままにすることが出来ないから、制限君主よりも無力ですらある[8]」と、絶対君主政から制限君主政への移行の必然性が述べられている。

ダールマンは、「人類は、空間的にも時間的にも不断の発展闘争に従事している[9]」と歴史における進歩を肯定したが、革命に対しては、「革命は単に国家を襲った恐ろしい災難、一方的な罪過の証拠ではなく、それ自体不幸であり、犯罪である。……けだし、支配者や王朝のみを目指した行為は、ややもすると、全社会秩序の転覆に終るからである[10]」と反対し、歴史の連続的・漸進的な発展を主張した。このような歴史観をもつ彼にとって、「良い国家」の模範は革命の国フランスではなく、連続的・漸進的に発達してきたイギリスでなければならなかった。

ダールマンは、「イギリスにおいては、新しいヨーロッパ諸国すべてが切望している国制の基礎が最も純粋に形成され、維持されている[11]」と述べて、イギリスにおいてのみ、ゲルマン国家の人民の自由から近代立憲国家への移行が断絶することなく、連続的に行われたこと、イギリスの国制が、彼が理想的な国制であると考えた君主政、貴族政、民主政の三要素から成る混合政体[12]であることを高く評価して、絶対主義に代るイギリスを模範とした立憲君主政を構想した。

註

(1) Ernst Linnenkohl, Dahlmann und der Konstitutionalismus, Diss., Kiel 1913, S. 32.
(2) Ein Wort über Verfassung, in: Kl. Schr. u. R., S. 21.
(3) A. a. O. S. 20.
(4) A. a. O. S. 21.
(5) Die Politik, S. 121.
(6) A. a. O. S. 15.
(7) Linnenkohl, a. a. O. S. 33. より引用。
(8) Die Politik, S. 16.
(9) A. a. O. S. 7.

(10) A. a. O. S. 202.
(11) Kl. Schr. u. R., S. 18.
(12) モンテスキューからエドマンド・バークにいたる十八世紀の法学者たちは、アリストテレスの政治学の影響を受けて、イギリスの国制は君主政、貴族政、民主政の三要素から成る混合政体であると考え、それを理想化した。ダールマンも同様に「民主政、君主政、貴族政は、何れもそれだけをとってみると、良い国制を約束するものではない。……一及び他の形態、恐らくは三形態すべての結合が良い国制をもたらすことが出来るように思われる」(Die Politik, S. 18.) と述べている。

四　立憲君主国家――(1)――

ダールマンによれば、君主政はあらゆる統治の方法のうち最も理解しやすく且つ最も暖かみのある方法であり、民衆の大多数は何時の時代にもそれを必要とする[1]から、「君主政を覆そうとするものは、秩序からしばしば自由は生じるが、自由から秩序は生じないということを忘れている[2]」のである。このような秩序重視の考えから、「世襲君主政は、他ならぬこの国民に対するこの王家の関係のうちにその自然的な基礎をもち、恣意的に直ぐとり替えられた人間や簒奪された王位に移るものではない[3]」と、王位を世襲化させて君主政の安定を計る一方、国王に次のような強大な権限を認めている。すなわち、国王は国家におけるあらゆる尊厳と名誉の源泉であり、全執行権を独占し[4]、外国において国家を国際法的に代表し、大使の任命権を有する[5]。国王はまた統師権を有し、条約や同盟を締結し、交戦や和平を決定する[6]。司法権は国王の名において行使される[7]。国王は議会の召集・停会・解散権を有し[8]、議会を通過した法律の絶対的拒否権をもつ[9]。その他自由な大臣任命権を有し、議会の多数党から大臣を選ぶ義務を負わない[10]。

以上にみたように、ダールマンは、「秩序からしばしば自由は生じるが、自由から秩序は生じない」という秩序重視の観点から出発して、王権の強化を意図した。しかし、「自由から秩序は生じない」にしても、「秩序から自由は生じる」という考えから、彼の場合、単に伝統的な秩序を維持することが問題なのではなく、伝統的な秩序は、そこから自由が生じ

るように改良されねばならなかった。従って、君主はもはや曽てのような専制君主でなく、憲法によって制約された制限君主であらねばならなかった。このような彼の意図は、議会の大臣弾劾権、課税否決権及び国民の抵抗権に関する彼の見解によく示されているので、次にそれらをとりあげてみたい。

先ず議会の大臣弾劾権についてみると、ダールマンは、「王は悪をなさず」(King can do no wrong) というイギリスの法諺に表現された思想を、国家生活の大転換点を告げるものであると述べて[11]、国王は悪をなさずという国王の無答責の原則と国王の責任を大臣に代用させる大臣責任の原則[12]とを強調した。更に「議会に登院する議員としてのみ、大臣は議会及び領邦諸侯に対してその正当な地位を維持する」[13]と述べて、国王の任命した大臣が議員として、上・下院のどちらかに所属することを要求した。この結果、議員を兼任する大臣は、大臣としての資格において、議会の攻撃から国王を守る義務を負う一方、議員として国民の利害をも代表するという二重の義務を負うことになった。この場合、ダールマンは、モンテスキューの権力均衡の思想に基づいて、大臣に国王と国民との利害の争いを調停して、両者の闘争を予防する役割を期待したのである[14]。このような規定によって、大臣は彼等のとった措置に関して、議会に弁明する義務を負うことになるが、ダールマンは議会の大臣弾劾権を承認して、「大臣の弾劾は抵抗の最後の手段であり、私はそれを議会(シュテンデ)の剣と名づける」[15]と述べて、議会の大臣弾劾権を国王の恣意や干渉に対する国民の緊急権 (Notrecht) と見做して、それによって権力と自由とを均衡させようとしたのである。

次に議会の課税否決権についてみると、議会の立法権一般に関して、ダールマンは、議会に諮問的な機能のみを認める外見的立憲制に対しては、「代表者の単なる諮問的な発言権は、法と権力とがそれを助けないから、その永続性を本質的に保証するものでなく、年毎に無力化せざるる得ない」[16]と反対し、「全国議会(ライヒス・シュテンデ)の同意なしには、如何なる国法も成立しない」[17]と、議会が決議的投票権をもつことを主張し、議会の立法権の強化を計った。そして議会の立法権強化の一環として、議

会の絶対的課税否決権を主張した。

ダールマンは権力均衡の思想に基づいて、国王の絶対的拒否権を議会の圧力から国王を守る重要な特権であると考える一方、議会の課税否決権を政府の圧力に対して国民の自由を守る国民代表の絶対的拒否権と考えて、[18]それを立憲国家にとって必要欠くべからざる構成要素であると主張した。

このような議会の大臣弾劾権、課税否決権はダールマンの抵抗権理論の核心をなすものである。そこで、次に彼の抵抗権の理論をとりあげてみたい。

ダールマンは先ず臣下の絶対的服従の理論に反対して、「もしも国民が一切の政府の命令に、すなわち、明確な憲法の規定……を真っ向から否定することはもとより憲法をも廃止する政府の命令にも異議を唱えることなく服従し、一切の不正を黙々と耐えるばかりか、自らその完成に助力する義務を負うとしたら、すべての憲法は偽りである。倫理学は、単に不正を耐えるばかりか、それを行うことを要求する支配に抵抗することを命じている」[19]と述べ、クーデタや上からの革命に対抗する国民の緊急権（ノート・レヒト）として抵抗権を肯定する。次に抵抗権を武力に訴える能動的抵抗権 aktives Widerstandsrecht と受動的抵抗権 passives Widerstandsrecht とに区別し、後者のみを肯定した。前者に関しては、彼は「今日の国家秩序においては、暴力による抵抗は合法化されてはならない。……武力による抵抗の国制法 Verfassungsrecht（シュテンディッシュ）は等族的共同統治の権利に基づくものであり、その一部であり、それと共に廃止された」[20]と述べて、それが近代国家と相容れない性質のものであると考えている。これに反して、後者に関しては、前述したように、議会の大臣弾劾権と課税否決権とを憲法によって国民に保証することが、服従と並んで自由が存続するためには、絶対に必要であると考えている。[21]

次に、これらの抵抗権が何時、如何なる場合に行使されるかが問題となるが、この問題に関しては、ダールマンは、抵抗権は「最悪の場合」に、すなわち、「一般的な堕落を避けるための他の如何なる手段ももはや残っていない場合」[22]にの

み行使さるべきであると述べて、憲法によって保証された権利と自由を守るための国民の緊急行為（ノート・アクト）を意味した場合にのみ抵抗権の行使を正当と認めている。

要するに、ダールマンは、国民は革命によってでなく、法に基づいてその政治的要求や目的の実現に努力すべきであるという立憲主義の立場をとった。その際に、彼の抵抗権理論の根拠となったものは、人民の意志を至上のものとする人民主権論でなく、[23] 伝統的な法や道徳が国王と人民とを拘束するゲルマンの人民王制[24] Volkskönigtum であった。「ゲルマン諸国家の偉大さのうちに、我々は我々の今日の国家社会の下部構造を認識する」[25]という言葉が示すように、彼は過去のなかに現在の政治目的の弁護を求め、古きゲルマン国家を絶対主義国家に対立させた点では、ユストゥス・メーザーと共通点をもっていた。[26]

ダールマンは、このようなゲルマン的伝統に由来する立憲主義に基づいて、思索し、行動した。例えば、ゲッティンゲン大学の紛争がきっかけとなって、学生と市民とが叛乱を起した一八三一年のゲッティンゲン革命に対しては、この叛乱が法の侵害に対する正当防衛でなく、一般的な政治理論に由来する革命であるという理由からこれに反対し、「絶対的な価値をもつ自由主義、すなわち、如何なる手段によってそれが実現されるかを問わない自由主義などは存在しない」[27]と述べて、軍隊による革命の弾圧を支持した。[28] これと対照的に、ハノーヴァー国王エルンスト・アヴグストの憲法侵害に対しては強く抗議し、彼からゲッティンゲン大学教授の地位を奪った国王の勅令を、「形式に関していえば、憲法に従った大臣によってでなく、大臣として基本法に義務を負わないが故に、大臣たり得ない人によって副署されており、また内容に関していえば、官吏の免官の際に、基本法が規定している諸条件や国王が自ら指令した諸条件が、ここでは満たされなかった」[29]という理由から違憲と断定している。またこの事件後に刊行された『政治学』第二版[30]では、抵抗権の問題を論じた箇所で、「憲法の裁可を拒否した君主を未だ即位していないと見做すことは臣下の権利である」[31]という文章を新しく付け加

えた。「私が法の武器をもって、死を免れない王が一時的な誘惑のために、現行法に違反して始めたことに反対するとき、私は不滅の王、すなわち政府の合法的な意志のために戦うのだ」[32]と彼がいうように、彼にとって、ゲルマン的伝統に基づいた立憲国家は国王の上に位する不可侵の偉大な存在であったのである。

註

（1）Die Politik, S. 114.
（2）（3）A. a. O. S. 115.
（4）（5）（6）A. a. O. S. 96.
（7）A. a. O. S. 98.
（8）A. a. O. S. 96.
（9）A. a. O. S. 120. ダールマンは、国王の意志なしにまた国王の意志に反しては、何物も国家意志たり得ないと考えて、国王の絶対的拒否権を主張し、停止的拒否権は「権力なき王権を創設する」に過ぎず、「すべての統治のうち最悪の統治である」と述べている。A. a. O. S. 97.
（10）ダールマンは、もしも国王が議会の多数党から大臣を選ぶ義務を負うならば、内閣は多数党の行政委員会と化し、国王は議会の決議の執行官に過ぎなくなり、その結果、一切の国家権力を剝奪されると考えて、「国王は大臣の選任及び解任に関しては、何らの制限も受けない。……内閣は……共同の王 Mitkönig である」（A. a. O. S. 105.）と述べて、議会制に反対している。
（11）A. a. O. S. 108.
（12）A. a. O. S. 124.
（13）A. a. O. S. 163.
（14）Linnenkohl, a. a. O. S. 68.
（15）Die Politik, S. 113.
（16）Kl. Schr. u. R., S. 19.
（17）Die Politik, S. 156.
（18）Kl. Schr. u. R., S. 465.
（19）Die Politik, S. 196.
（20）A. a. O. S. 198.
（21）Linnenkohl, a. a. O. S. 19.
（22）Die Politik, S. 202.
（23）人民主権論に関して、ダールマンは「ルソーが行ったように、その政府と対立する国民に、すなわち政府に見捨てられ、その統一を破壊された国民に主権を授けることは、病気を健康に、すべての暴徒を立憲的に政治の支配者にする危険な誤謬である」（A. a. O. S. 229f.）と批判している。
（24）クリスターンは、「国王から不正を蒙ったと信ずるすべてのものに、力づくでその権利を得ることを許可する素朴なゲルマン的法律観は、ダールマンの政治思想に深い影響を及ぼした。

彼の政治思想は、無条件ではないにしても、結局はここに絶対主義に対する最後の武器を見出した。自由権についてのよりよい保証が未だ存在しない以上、ゲルマン国家においては、無定形（フォルム・ロース）の抵抗権は必要であった。それは近代国家においても、正当防衛権（ガエールヒット）として存続した。それは人民主権に由来するものでなく、ゲルマン的法意識に由来するものであった」（Christern, a. a. O. S. 312f.）と述べている。千代田寛氏もダールマンの政治思想においては、「ゲルマン主義が、民衆の権利の史的基礎をなすと共に、ゲルマン国家から近代国家への史的発展の連続性の信念を支えている。王と民衆、上院と下院、政府と議会とが平等な権利をもって事を決めるという彼の考えは、いずれも固有の史的権利をもつこと、史的発展は保守・革新の両要素の均衡に基づくことによっている。……彼が自然権的個人主義的契約国家観を斥け、史的発展的国家観をとるのは、革命を避け漸進的に改革して行くためであった」（千代田寛、前掲論文、三〇—三一頁）と、述べている。

(25) Die Politik, S. 53.

(26) Christern, a. a. O. S. 326.

(27) Kl. Schr. u. R., S. 257.

(28) ゲッティンゲン革命に対するダールマンの言動については、千代田寛「『ゲッチンゲン七教授追放事件』の史的考察——国家権力と大学——（その一）」大学論集第一集、広島大学大学教育センター、一九七三、五六—八頁。Christern, a. a. O. S. 374f. 参照。

(29) Kl. Schr. u. R., S. 289.

(30) 『政治学』第一版は一八三五年に、第二版は一八四七年に刊行された。序論註四参照。

(31) Die Politik, S. 199. リンネンコールは、「ゲッティンゲン七教授追放事件」がダールマンの政治思想に及ぼした影響を強調して、「ダールマンの意見を左側へ急旋回させた事件は、彼の職業と故郷とを奪ったエルンスト・アウグストの暴行であった。……彼の徹底した革命嫌いの立場は、この事件以来、著しく弱められた」（Linnenkohl, a. a. O. S. 85.）と述べている。ゼルも「（『政治学』）第一版と第二版との間に、保守主義の嫌疑があった理論家は自由主義の殉教者になった」（Sell, a. a. O. S. 129.）と述べている。確かに「七教授追放事件」を契機として、ダールマンは従来よりも抵抗権を強調するようになった。しかし、このことは、彼の思想が本質的に変化したことを意味するものではない。事件後も、ダールマンは人民主権に由来する革命権の思想を否定しており、一八四八年のフランクフルト国民議会における演説で、「私は、人民主権に対する諸君の熱狂が……人民と政府の幸福とをともにそれ自身の中に含んでいる国家に対する熱狂に変わることを切に望んでいる。私自身についていえば、私はかの陳腐で、極めて多くのことを意味するが故に、適用の際に相矛盾する（人民主権という）表現を好まない」（Kl. Schr. u. R., S. 414.）と述べている。Ch-

ristern, a.a.O. S.378. 参昭。なおダールマンの左傾化を強調するリンネンコールも『政治学』第二版に関しては、それは極く僅かの改訂しかなされなかったので、ダールマンの左傾化についての疑問に殆んど解答を与えるものではないことを認めている。Linnenkohl, a.a.O. S.85.

(32) Kl. Schr. u. R., S.261f.

五　立憲君主国家――(2)――

立憲君主国家の国家市民の権利として、ダールマンは、言論、出版及び信教の自由、請願の自由、結社の自由などを主張した。

言論、出版の自由に関しては、「世論は、絶え間なくそしてあらゆる政治制度よりも奥底から作用する力である」[1]という確信から出発して、言論、出版の自由の制限や抑圧の廃止を要求し、カールスバート決議によって実施された厳しい検閲を「出版の自由に死刑の宣告を下した」[2]と非難し、「最も緩やかな検閲も害悪である」[3]と述べて、検閲の完全な廃止を要求した。

信教の自由の問題に関しては、「そのより高い使命に忠実な人間は、財産や身柄などのすべての犠牲を国家に捧げる。唯、そのより高い使命だけは捧げない。……個々人が、結局、国家に対して予測し難いものであることは、人間の名誉と危険である」[4]と、人間の魂や宗教的内面性の問題に関しては、国家権力の乗り越えることの出来ない境界があることを主張して、制限付きではあったが、ユダヤ人の解放[5]を含む信教の自由を要求した。

国家市民の政治的権利に関しては、請願書は、議員の媒介によって議会に提出されるという[6]条件付きで、請願の自由を主張した。結社の自由に関しては、その濫用に対する法的な規定が実施されるという条件の下でのみ、その自由は認められるとし、合法的許可の制限を課し、「職人組合」[7]を国家にとって危険なものと見做して、労働者の団結に反対した。こ

の点に関しては、当時の自由主義に一般的な見解を示している。[8]

以上のような立憲君主国家をダールマンは構想したが、この際に、彼が如何なる階級を代表してその主張を展開したかが次に問題になる。これに関しては、『政治学』で「ヨーロッパ大陸の殆んど至るところで、広く分布した、絶えず同質性を増しつつある中間階級が人口の核心を成している。彼等は自らの武器と同時に、古い聖職者たちの知識と古い貴族の才能とを自らのうちにとり入れた。すべての政府は彼等にとりわけ注意を払わねばならない。けだし、国家の重心は、現在、彼等の中にあり、全肉体が彼等の運動に従うからである」[9]と述べられているように、ダールマンは中間階級、とりわけ都市の中間階級の利害を代表していた。[10]このことは、彼の国民代表制に関する見解に最もよく示されている。

ダールマンは君主に国民代表制の実施を要求した発言の中で、「国民に正義を施すためには、ぜひとも国民の声が、すなわち、愚かにも最も手近かな利益ばかりを追っている群集の粗野な叫び声でなく、その中に理性と特色とが表現されている国民の言葉が聞かれねばならない。……国民のより優れた一部を発言させることこそ、憲法の奥義である」[11]（傍点は筆者）と述べているが、この発言が示すように、彼は普通選挙権に反対し、国民のより優れた一部――中間階級のみに参政権を要求したのである。

このような基本的思想から出発して、彼は選挙権、被選挙権を大土地所有に結びつけることによって、大土地所有者を優遇することに反対し、[12]都市、とくに大都市に従来よりも多数の代表を要求している。[13]また選挙権を経済的に自立出来るものに限定する一方、経済的非自立者[14]に対しては、「政治的分別は、生活のための重労働が一日のすべての時間をふさいでいるところでは、求められない。いわんや、労働の性質が雇主への従属をひき起すところでは、求められない」[15]と述べて、彼等に選挙権を与えることを拒否している。また変革よりも秩序の維持を重視するという理由から、一院制よりも二院制に賛成し、[16]「一般に公的な事柄においては、公開的な手続きは秘密のそれにまさる」[17]という理由から秘密投票に反対

している。[18] これらの主張を通して、我々は、中間階級の推進する立憲運動が教養と財産のない賤民（ペーベル）の支配に転じることに対する彼の強い警戒的な姿勢[19]を読みとることが出来る。

ダールマンは、彼の構想した立憲君主国家の実現をプロイセンに期待した。彼は、解放戦争当時はプロイセンの権力政治に対して批判的で、一八二一年の論文「政治的圧制について」（Von politischen Drangsalen）においても、フリードリヒ大王の行ったポーランド分割を「民族の殺害」と非難しているが、[20] 同時にプロイセンがその専制政治と権力政治を放棄することを期待している。更に、一八三〇年のニーブール夫人にあてた書簡では、「ドイツを救済し、ドイツに光栄ある未来をもたらすことは、プロイセンの手中にある」[21]と述べて、プロイセンがドイツの指導的役割を演じることに期待している。このことから、ダールマンはプロイセン学派の精神的父といわれているが、[22] 外交に対する内政の優位という観点から、プロイセンは強国としてのその政治的要求を断念して、その立憲化によってのみドイツ国家に奉仕することが出来ると考えた[23]点で、後年の小ドイツ派の歴史家たちとは違っていた。

註

（1）Die Politik, S. 282.

（2）Springer, a. a. O., Bd. I., S. 177. より引用。

（3）Die Politik, S. 337.

（4）A. a. O. S. 6f.

（5）ダールマンは、ユダヤ人の解放は「急速に処理出来ないが、どこでも人間愛をもって可能なことは行えるであろう」という考えから、一八三二年には、ユダヤ人にキリスト教徒と同等の政治的権利を認めることに反対する一方、ユダヤ人を苦しめていた諸制限の廃止を主張し、一八四七年には、ユダヤ人が大学の教職に就くことに賛成した（Linnenkohl, a. a. O. S. 28）。一八四八年四月に起草した「ドイツ帝国基本法案」では、すべての宗派が同等の市民的・政治的権利をもつことを認めている（Kl. Schr. u. R., S. 390）。ブラッハーはユダヤ人問題に関する彼の見解を高く評価して、彼の政治思想はトライチュケなどの彼の後継者たちを冒した反ユダヤ人主義の狭隘化から考え得られるかぎり遠く隔っていたと述べている。Bracher, a. a. O. S. 26.

（6）Die Politik, S. 164.

（7）十九世紀前半のドイツは未だ圧倒的に農業国であり、ベル

リンのような都市ですら、労働者の都市というよりは手工業者の都市という色彩が強かった。従って、第四階級の発達は十分にみられず、一八四八年の革命運動の先頭に立ったのは手工業の職人であった。当時大衆の窮乏が話題になる場合、先づ第一に手工業者と農業労働者が思い浮べられた。Wilhelm Mommsen, Grösse und Versagen des deutschen Bürgertums, Stuttgart 1949, S. 156, 159.

(8) いわゆる名望家民主主義の段階においては、議員は全国民の代表者であり、選挙人のグループや他の組織によって拘束されず、自己の良心にのみ基づいて行動すべきであると考えられた。ダールマンもこのような思想に基づいて、労働者や職人の団体は個人の良心を抱束すると考え、彼等の組織化に反対した。Gerhard Leipholz, Strukturprobleme der modernen Demokratie, Karlsruhe 1958, S. 181ff. 千代田寛「ダールマン『政治論』の史的分析をめぐって」、二六頁参照。

(9) Die Politik, S. 236.

(10) ゲルハルト・シルファート、上杉・伊藤共訳『ドイツ三月革命の研究』日本評論新社、一九五六、一〇頁。

(11) Kl. Schr. u. R., S. 18.

(12) Die Politik, S. 124.

(13) Linnenkohl, S. 45. シルファート、前掲邦訳、一〇頁。

(14) ダールマンは経済的非自立者に属するものとして、「どの身分にも属さないもの（Standeslose）、一身分の被保護者（あらゆる種類の徒弟）、債権者の支配下にあって、さしあたって身分を有さないもの、救貧資金（アルメンゲルト）を受けているもの」（Die Politik, S. 142.）などを挙げている。なおこれに関連して、ハンゼンは「都市及び農村におけるどの身分にも属さない（nichtständisch）不自由で賃銀に依存している下層階級は、彼の国制の概念の圏外にとどまった。……彼等は「国民」（Volk）でなく、「住民」（Bevölkerung）に属していた」（Reimer Hansen, Friedrich Christoph Dahlmann, in: Deutsche Historiker, Bd. V., hrsg. von Hans-Ulrich Wehler, Göttingen 1972, S. 33.）と、ダールマンの身分観の狭隘さを批判している。なお一八四八年四月に起草した「ドイツ帝国基本法案」では、ダールマンは僕婢（ゲシンデ）と救助を受けている貧民（Almosenempfänger）のみを選挙権から除外している（Kl. Schr. u. R., S. 386.）。

(15) Springer, a. a. O., Bd. II., S. 326. より引用。

(16) Die Politik, S. 132f. なお上院の構成に関しては、ダールマンは最初はイギリスの上院を模範にして、市民階級を除外した純粋の貴族院を構想した（Linnenkohl, a. a. O. S. 37.）が、その後、世襲的な貴族出身の議員から成る上院の果たす役割に懐疑的になり、「ドイツの貴族は血統の優秀さに頼って生きたために、その政治的未来をゆるがせにした」（Kl. Schr. u. R., S. 470.）という理由から純粋の貴族院を否定し、「ドイツ帝国基本法草案」においては、諸侯、四自由都市の市長、その

国家的功績の故に、諸侯及び自由都市によって選ばれた終身の議席を有する帝国参事官（ライヒスラート）から成る上院を構想している（A. a. O. S. 335.）。このような彼の上院の構想は、従来の血統に基づく貴族に代る国家に対する功績に基づく新貴族の創設を意図したものであり、この点で、貴族の封建的諸特権の廃止を要求すると同時に、貴族制を再編成することによって、民主主義的理念に対してブルジョア的自由を守ろうとしたハンゼマンの上院の構想と共通点をもっている。ハンゼマンの上院の構想については、末川清「三月革命期におけるライン自由派の政治的性格」（桑原武夫編『ブルジョワ革命の比較研究』筑摩書房、一九六四所収）、一三四頁参照。

(17) Die Politik, S. 146.

(18) ダールマンは秘密投票は意志の弱さを意味し、非道徳的だと考えて、それに反対した。ゼルは「このような道徳主義は富めるものや力のあるものによる選挙干渉の危険を正しく評価しなかった」（Sell, a. a. O. S. 128.）と批判している。

(19) ダールマンは『政治学』において、「中間階級が大衆として勢力を得ようとするならば、彼等は自殺する、すなわち、財産と教養のない賤民（ペーベル）に転ずる力をもっている。中間階級が賢明にも（彼等を）守る制度を目指して努力するならば、我々を支配するもの、変らないもの――それは個人の変りやすい意志を超えると同時にそれを制約するが――のみが彼等を守ってくれるということに考え及ぶであろう」（Die Politik, S. 236f.）と中間階級に警告している。

(20) Von politischen Drangsalen, in: Kl. Schr. u. R., S. 182.

(21) Springer, a. a. O. Bd. I, S. 294. より引用。

(22) G・P・グーチ、林健太郎・孝子訳『近代史学史―上―』吉川弘文館、一九五五、二〇〇頁。

(23) Christern, a. a. O. S. 270.

六　結　論

ダールマンが立憲君主国家を構想した際に模範としたのは、イギリスの国制であった。彼は生涯一度もイギリスを訪れたことはなかったから、[1] イギリスの国制についての彼の知識は、彼自身が直接観察したものではなく、主としてドゥ・ロルムの『イギリス憲法』（Constitution de l'Angleterre）とブラックストンの『イギリス法註釈』（Commentaries on the Law of England）を通して得られたものであった。[2] このために、ダールマンは、ドゥ・ロルムやブラックス

トン、更にイギリスの国制についての彼等の知識の源泉であるモンテスキューの観念にとらわれて、[3]現実のイギリスの国制とずれたイギリス国制観をもつことになった。その結果、彼はイギリスの王権を実際よりも強大なものと誤解した[4]り、イギリスに議会制が存在することを否定したり、[5]イギリスの国制がブラックストンの時代以来大転換したという事実を看過して、一八三二年の選挙法改正すらブラックストンのイギリス国制の観念と一致させることが出来ると確信していた。[6]

モンテスキューやブラックストンの観念の他に、ダールマンのイギリス国制についての観念は、ゲルマンの人民王政の中に近代立憲国家の源泉を求める彼のゲルマン主義によって規定されていた。彼にとって、ブラックストンの立憲主義思想はゲルマンの国制の原則を近代国家に適用したものにすぎなかった。従って、彼はイギリス国家の中にゲルマン的な国家組織のみをみたのである。[7]このために、彼のイギリス国制の観念は現実のイギリスの国制と益々隔たったものとなった。要するに、彼は革命を嫌悪し、連続的・漸進的な発展を信奉するイデオローグとしてイギリスの国制を観察したのである。[8]

このように、イギリスの国制をゲルマン的伝統の連続的発展と見做すダールマンのゲルマン主義の根底には、彼の信奉する立憲主義を脅かす第四階級に対する恐怖感が潜んでいた。一八四八年に至るまで、彼は社会問題について発言したことは一度もなかった。『政治学』において、僅か一回だけ下層階級の問題に言及しているが、それも学校教育の問題に関連して、余り多くの授業によって貧民から彼等の子供の労働力を奪ってはならないと述べているにすぎない。[9]一八四五年に刊行された『フランス革命史』においては、ダールマンは革命の原因を社会的諸事情の中に求めず、革命は憲法を適時に制定したならば、避け得たであろうと考えている。[10]大衆が政治的権利を要求し、社会問題がその解決を迫った一八四八年の革命の体験を経た一八五三年に至っても、友人ゲルヴィヌスに宛てた手紙で、「率直にいって、大衆、とりわけ第四階級は全くどうしようもないものだ。大衆が世論に影響を及ぼす代りに、政治そのものを引き受けるならば、事態は独裁

と民衆の支配との間を動揺するであろう」[11]と述べている。このような大衆蔑視の感情をもつダールマンは、三月革命で保守勢力と革新勢力との対立が激化して、反動か革命かの二者撰一を迫られたとき、革新勢力に投じることが出来なかった。[12]「イギリスの自由主義と違って、ドイツ自由主義は、産業革命と巨大な人口増加が進むにつれて変化した社会の状態を正しく評価することが出来なかった。それは……市民階級の中に国民一般を見て、新しい社会層の興隆をおぼろげに且つ防御的にしか認識せず、第四階級を『賤民』として、憲法や選挙権から除外しようとする『名望家自由主義』にとらわれていた。ダールマンも一方における『君主とその政府の力』、他方における『巨大な国民大衆』という時代の二つの大きな要素を十分考慮に入れなかった」[13]とブラッハーが批判しているように、ダールマンの立憲主義は、時代が解決を要求した社会問題に対して無力であり、時代によって追い越されてしまうのである。[14]

このように、第四階級を賤民と同一視する狭隘な国民観をもつ点で、ダールマンの自由主義は名望家自由主義のもつ限界を免れ得なかった。しかし、そのような限界は否定出来ないにしても、「我々の中の何人も、意識するにせよ意識しないにせよ、ダールマンに師事することなしには、国事に関して思慮ある言葉を語り得ない」[15]とトライチュケが述べているように、彼の政治思想が沈滞していた市民階級の政治に対する関心を喚起するのに大きな役割を演じたことも否定し難い。また彼は西欧の自由主義者と違って、国家の果たす役割を重視したために、国民自由主義者の先駆者と見做されているが、[16]「統一」よりも「自由」を、外交よりも内政を優先した点で、後年の国民自由主義者とは違っていた。このために、彼は曽て外交の問題を一面的にしか認識出来なかったと、エーリヒ・マルクスやマルクスの弟子クリスターンによって批判されたのであるが、[17]第二次世界大戦の体験を経た西ドイツの史学界が、従来の内政に対する外交の優位から外交に対する内政の優位の傾向へと転換した現在、ダールマンの内政優位の思想は改めて評価されてもよいであろう。

註（1）Heinrich Heffter, Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und

Institutionen, Stuttgart 1950, S. 192. なおヘフターは、その当時のドイツの自由主義者がフランスを嫌悪し、イギリス贔屓だったにもかかわらず、「実際には、イギリスの生活とドイツとの直接的接触は、一方においては独仏間の近隣関係、他方においては英仏間の精神の交流よりもずっと少なかった。政治的には、それは、他ならぬ三月前期（フォアメルツ）において最も少なかった。イギリスとハノーヴァー間の王家のきずなは一八三七年に解消した。ハノーヴァー、とりわけ、ハノーヴァーのゲッティンゲン大学がイギリスの諸影響の入口として、十八世紀後半に有していた重要さは、そうでなくとも、ナポレオン時代以後復活することはなかった（A. a. O. S. 191f.）と述べている。

（2） Christern, S. 245.

（3） A. a. O. S. 247.

（4） A. a. O. S. 247f.

（5） Die Politik, S. 105. なおこれに関連して、シャルフは「（その当時）賛嘆されていたイギリスの国制についての彼の解釈が議会王政へのイギリスの発展を正しく評価していなかったことは、後に指摘されたにもかかわらず、彼はその後も、彼の利用したモンテスキュー、ドゥ・ロルム、ブラックストンなどの注釈者に賛成して、イギリスを議会王政でなく、立憲王政として特色づけた」（Alexander Scharff, Friedrich Christoph Dahlmann, in: Zeitschrift der Gesellschaft für Schleswig=Holsteinische Geschichee, Bd. 90, 1965, S. 97f.）と述べている。

（6） Christern, a. a. O. S. 247.

（7） クリスターンはその一例として、イギリスの国制において国王の占める地位についてのブラックストンとダールマンの見解を対照させている。すなわち、ブラックストンの考える国王は、「王は死せず」（The King never dies）という法諺に表現されるような制度的な impersonal な存在である。これに反して、ダールマンの考える国王は、「人間的な生活を営み、尊敬すべき顧問官の選択や議会の大波に抗してそれを堅持する毅然さにおいて、国事に関する彼の判断を明らかに示し、その使用に関して、世論が監視するにしても、如何なる大臣の弾劾も監視しないところの豊かな恩寵と富の力を使用することが出来る」（Die Politik, S. 109.）personal な存在であることを指摘し、このようなダールマンの国王観は、王を「同輩中第一位を占むる人」（primus inter pares）と考えたゲルマン人の国王観に由来するものであると述べている。Christen, a. a. O. S. 251ff.

（8） スルビークは、ダールマンは「イギリスの国制を理想化し、それを機械的にドイツに転用しようと欲した点で、イデオローグであった」（Heinrich Ritter von Srbik, Geist und Geschichte vom deutschen Humanismus bis zur Gegenwart, Salzburg 1950, Bd. I, S. 351.）と述べている。なおヘフターも、ダールマンを代表者とするドイツの穏健自由主義者

はイギリスの連続的・合法的な発展を賞讃する反面、一八三〇年の七月革命以来、曽ての英仏間の対立の鋭さが、英仏両国民の意識において薄れてきた事実やイギリスにおいても、フランスの合理主義精神に近い関係にある急進的改革者が存在して、重要な成果を収めつつあったという事実を見落していたと述べている。Heffter, a. a. O. S. 191. 事実、イギリスの功利主義者や急進主義者は、イギリスの伝統に劣らずフランス啓蒙主義の影響を受けていた。Thomas P. Neill, The Rise and Decline of Liberalism, Milwaukee 1953, p. 8.

(9) Die Politik, S. 303.

(10) Johanna Köster, Der rheinische Frühliberalismus und die soziale Frage, hrsg. von W. P. Fuchs, in: Historische Studien 1938, Nachdruck 1965, S. 50.

(11) Springer, a. a. O., Bd. II, S. 391. より引用。

(12) 三月革命の際のダールマンの活動に関しては、千代田寛、前掲論文、三六―四〇頁参照。

(13) Bracher, a. a. O. S. 25.

(14) これに関連して、ダールマンと同時代人であるローレンツ・フォン・シュタインが、当時既に社会主義、共産主義及び歴史的事実としてのプロレタリアートの問題を論じているのが注目されるべきである。Köster, a. a. O. S. 51.

(15) Heinrich von Treitschke, Dahlmann, in: Historische und politische Aufsätze, Leipzig 1897, Bd. I, S. 397.

(16) Linnenkohl, a. a. O. S. 91.

(17) クリスターンは「ダールマンはヨーロッパの列強の真の性格を誤解していた。この点に関しては、彼は未だ極めて教条的に考えていた。それと一致しないすべての現実的なものを犠牲にする政治についての道徳的な基本思想は、外交問題の判断の際に、その完全な一面性と弱さの中に現れた」(Christern, a. a. O. S. 276.) と批判している。なおエーリヒ・マルクスの批判に関しては、A. a. O. S. 361. 参照。

〔附記〕
本稿は日本西洋史学会第二三回大会で発表したものを増補したものである。なお本稿は、筆者の申し出を快く承諾されて、シュプリンガーやリンネンコールの著書のコピーを送って下さった広島大学の千代田寛助教授、一面識もなかった筆者にハンゼンの論文を御教示下され、態々論文のコピーまで送って下さったお茶の水女子大学の尾鍋輝彦教授の御好意に負うところ極めて大である。ここに記して両先生の御好意に対して、心から御礼申しあげたい。